

介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和 年 月 日)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

連絡先 : 043-208-3850 (8時30分～17時15分)

担当者 : 福井 啓介

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 特別養護老人ホーム都苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名	特別養護老人ホーム都苑
所在地	千葉市中央区川戸町2番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (千葉県 1270100330号)

(2) 同施設の職員体制

職 名	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	職 員 計
管 理 者		1名		管 理・指 導	1 名
医 師			1名	診 察	1 名
生活相談員	社会福祉主事	1名		生活全般の援助	1 名
管理栄養士	管理栄養士	1名		栄 養 管 理	1 名
機能訓練指導員	理学療法士	1名		機能訓練指導	1 名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		ケアプラン作成	1 名
事 務 職 員		2名		事 務	2 名
看 護 職 員	看 護 師	1名	4名	健 康 管 理	5 名
介 護 職 員	介 護 福 祉 士	11名	1名	介 護	17 名
	介護職員初任者研修 (旧ホームヘルパー)	3名	2名		
	認知症介護基礎研修				

(3) 同施設の概要

定 員	50 名		静 養 室	医務室内 2 床
居 室	4人部屋	17室 (1室33㎡)	医 務 室	1 室
	2人部屋	1室 (1室18㎡)	食 堂	1 室
浴 室	一 般 浴 ・ 特 殊 浴 槽		機能訓練室	1 室
			談 話 室	1 室

3 サービスの内容

(1) 基本サービス

- ① 施設サービス計画等の作成
- ② 居室
- ③ 食事
- ④ 入浴
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 生活相談
- ⑧ 健康管理

(2) その他のサービス

- ① 理美容
- ② 年金等の行政手続き代行
- ③ レクリエーション
- ④ 日常費用支払い代行
- ⑤ 預かり金品の管理・保管

4 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

	1日当たりの利用料		介護保険適用時の 自己負担額（1割）	介護保険適用時の 自己負担額（2割）	介護保険適用時の 自己負担額（3割）	備 考
	単位数	利 用 料				
要介護度1	589	6,290円	629円	1,258円	1,887円	千葉市は3級地であり、1単位は10.68円となります。
要介護度2	659	7,038円	704円	1,408円	2,112円	
要介護度3	732	7,817円	782円	1,564円	2,346円	
要介護度4	802	8,565円	857円	1,713円	2,570円	
要介護度5	871	9,302円	931円	1,861円	2,791円	

※1 自己負担額は利用単位数に10.68円を乗じて端数を切り捨てた額（利用料）から介護負担割合証による負担割合を乗じて端数を切り上げた額。

※2 入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付（福祉施設外泊時費用1日246単位、最大6日間）の扱いとなります。

② 加算料金

加 算 区 分		1日当たりの利用料		介護保険適用時の 自己負担額（1割）	介護保険適用時の 自己負担額（2割）	介護保険適用時の 自己負担額（3割）
		単位数	加算料金			
1	常勤医師配置加算	25	267円	27円	54円	81円
2	精神科医療指導加算	5	53円	6円	11円	16円
3	協力医療機関連携加算（1月）	50	534円	54円	107円	161円
4	配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）（1回）	650	6,942円	695円	1,389円	2,083円
5	配置医師緊急時対応加算（深夜）（1回）	1300	13,884円	1,389円	2,777円	4,166円
6	配置医師緊急時対応加算（勤務時間外）（1回）	325	3,471円	348円	695円	1,042円
7	障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26	277円	28円	56円	84円
8	障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41	437円	44円	88円	132円
9	初期加算	30	320円	32円	64円	96円
10	退所前連携加算	500	5,340円	534円	1,068円	1,602円
11	退所前後訪問相談援助加算	460	4,912円	492円	983円	1,474円
12	退所時相談援助加算	400	4,272円	428円	855円	1,282円
13	退所時情報提供加算	250	2,670円	267円	534円	801円
14	栄養マネジメント強化加算	11	117円	12円	24円	36円
15	低栄養リスク改善加算（1月）	300	3,204円	321円	641円	962円
16	再入所時栄養連携加算	400	4,272円	428円	855円	1,282円
17	経口移行加算	28	299円	30円	60円	90円
18	経口維持加算（Ⅰ）（1月）	400	4,272円	428円	855円	1,282円
19	経口維持加算（Ⅱ）（1月）	100	1,068円	107円	214円	321円
20	療養食加算（1回）	6	64円	7円	13円	20円
21	入院・外泊時加算	246	2,627円	263円	526円	789円

22	外泊時在宅サービス利用加算	560	5,980円	598円	1,196円	1,794円
23	特別通院送迎加算	594	6,343円	635円	1,269円	1,903円
24	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	128円	13円	26円	39円
25	個別機能訓練加算（Ⅱ）（1月）	20	213円	22円	43円	64円
26	個別機能訓練加算（Ⅲ）（1月）	20	213円	22円	43円	64円
27	在宅復帰支援機能加算	10	106円	11円	22円	32円
28	在宅・入所相互利用加算	40	427円	43円	86円	129円
29	日常生活継続支援加算	36	384円	39円	77円	116円
30	看護体制加算（Ⅰ）	6	64円	7円	13円	20円
31	看護体制加算（Ⅱ）	13	138円	14円	28円	42円
32	夜勤職員配置加算（Ⅰ）	22	234円	24円	47円	71円
33	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	28	352円	36円	71円	106円
34	生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月）	100	1,068円	107円	214円	321円
35	生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月）	100	1,068円	107円	214円	321円
36	口腔衛生管理加算（Ⅰ）（1月）	90	961円	97円	193円	289円
37	口腔衛生管理加算（Ⅱ）（1月）	110	1,174円	118円	235円	353円
38	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（1月）	3	32円	4円	7円	10円
39	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（1月）	13	138円	14円	28円	42円
40	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）（1月）	10	106円	11円	22円	32円
41	排せつ支援加算（Ⅰ）（1月）	10	106円	11円	22円	32円
42	排せつ支援加算（Ⅱ）（1月）	15	160円	16円	32円	48円
43	排せつ支援加算（Ⅲ）（1月）	20	213円	22円	43円	64円
44	排せつ支援加算（Ⅳ）（1月）	100	1,068円	107円	214円	321円
45	若年性認知症受入加算	120	1,281円	129円	257円	385円
46	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,136円	214円	428円	641円
47	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	32円	4円	7円	10円
48	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	42円	5円	9円	13円
49	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）（1月）	150	1,602円	161円	321円	481円
50	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）（1月）	120	1,281円	129円	257円	385円
51	準ユニットケア加算	5	53円	6円	11円	16円
52	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	234円	24円	47円	71円
53	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	192円	20円	39円	58円
54	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	64円	7円	13円	20円
55	自立支援促進加算（1月）	300	3,204円	321円	641円	962円
56	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（1月）	40	427円	43円	86円	129円
57	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（1月）	50	534円	54円	107円	161円
58	ADL維持等加算（Ⅰ）（1月）	30	320円	32円	64円	96円
59	ADL維持等加算（Ⅱ）（1月）	60	640円	64円	128円	192円
60	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月）	100	1,068円	107円	214円	321円
61	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1月）	10	106円	11円	22円	32円
62	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	106円	11円	22円	32円
63	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	53円	6円	11円	16円
64	新興感染症等施設療養費	240	2,563円	258円	513円	769円
65	安全対策体制加算	20	213円	22円	43円	64円

③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

総単位数に17.6%を乗じて端数を四捨五入した額に、さらに10.68を乗じて端数を切り捨てた額から介護保険負担割合証による負担割合を乗じて端数を切り上げた額。

(2) その他自己負担となるもの

① 食費及び居住費

・所得に応じて減額制度があり、介護保険課で発行されている「介護保険負担限度額認定証」をご提示頂ければ、食費及び居住費の減額のサービスがご利用できます。

段 階		1日当たりの食費	1日当たりの居住費
第1段階		300円	0円
第2段階		390円	430円
第3段階	①	680円	430円
	②	1,420円	530円
第4段階		1,800円	915円

※1 医師の指示により、医師から処方された経腸栄養剤等を朝食、昼食、夕食と3食の食事の代替として提供する場合は食費を請求しないものとする。但し、それに関わる備品については個人負担とする。また1食又は2食都苑で提供した食事を摂取し、他の食事を医師から処方された経腸栄養剤等で摂取された場合は、都苑で提供する食事代は1食あたり600円で請求するものとする。

※2 入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付（福祉施設外泊時費用1日246単位、最大6日間）の扱いとなります。

介護保険給付適用期間外については居室確保の費用として居住費の第4段階にあたる費用を負担するものとします（生活保護受給者は除く）。尚、当該居室を短期入所生活介護に利用（空床利用）した期間は上記居住費を請求致しません。

- | | | |
|------------------|----|--------|
| ② 事務管理費 | 1月 | 1,000円 |
| ③ 理美容カット | 1回 | 1,000円 |
| ④ 年金等の行政手続き代行 | 実 | 費 |
| ⑤ 予防接種等個人的な健康管理費 | 実 | 費 |
| ⑥ レクリエーション | 実 | 費 |
| ⑦ 個人の負担となる日用品 | 実 | 費 |
- 例：普段着・下着・パジャマ・靴・化粧品・電話代等

(3) 基本料金の減免措置

- ① 旧措置に対する減免
- ② 社会福祉法人による減免措置

(4) 支払い方法

利用者は、サービスの対価として『契約書別紙』に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。毎月、15日頃までに前月分の請求を利用者あてに致します。25日まで以下の方法でお支払いください。

- ① 自動口座引落（別途、手続きが必要となります。）
取扱い金融機関は千葉銀行のみになります。

② 口座振込

振込銀行口座番号は以下をご確認ください。

【振込口座】

千葉銀行 松ヶ丘支店 普通 3314417
社会福祉法人清峯会 都苑
施設長 伊倉 茂昭

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

- ① 要介護3以上の認定を受けた方で、入所を希望する方は、電話等で連絡し入所申込書を受け取り、記入・送付の上、申込の受付完了となります。要介護1・2に該当する方につきましては、特例入所の要件に該当する方のみ受け付けを行います。
- ② 入所が決定した場合、契約の有効期間は要介護認定の期間とあわせめます。但し、入所要件を満たせば自動更新できます。
※細部につきましては、生活相談員にお尋ねください。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約が自動的に終了します。

- ① 他の介護保険施設へ入所した場合
- ② 介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1・2、要介護1・2となった場合
- ③ 利用者の死亡または被保険者資格を喪失した場合
- ④ その他

利用者又は身元引受人がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者が当施設の従業者に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、退所して頂く場合もございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知致します。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

人間尊重を基本理念として次のとおり、健全な施設の運営を目指します。

- ① 安全で清潔な明るい生活環境の確保
- ② 心を思いやる良質なサービスの確保
- ③ 生きがいと活動助長の実践
- ④ 地域に密着した福祉の展開

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業者への研修の実施	有	年1～2回研究大会及び研修等に参加している。
サービスマニュアルの作成	有	職員研修マニュアル（介護編） 職員研修マニュアル（緊急時の対応） 職員研修マニュアル（マナー編） 職員研修マニュアル（特養勤務の参考編） 職員研修マニュアル（感染予防対策編） 職員研修マニュアル（身体拘束・高齢者虐待防止編）
身体的拘束	無	但し、生命に関わる緊急やむを得ない場合を除いて行いません。
変更・追加の申込方法	有	いつでも従業員に申し付けください

(3) 施設利用にあたっての留意事項

① 面 会

面会時間は原則として9時から20時の間で1階カウンターにあります面会簿にご記入頂き、ご面会ください。但し、風邪・インフルエンザ等身体不調時にはご遠慮ください。

② 外出・外泊

外出の際は、2階の寮母室にある外出届けにご記入の上、待機職員に印をもらい1階の事務室へ届け出てください。外泊についても同様にお願いします。自宅に外泊した期間の料金の取り扱いに応じた料金となりますので、ご了承ください。

③ 飲酒・喫煙

飲酒・喫煙についてはご遠慮ください。(喫煙場所については火災予防上の観点から設置して
おりません。)

④ 設備・器具の利用

機能訓練器具、床ずれ防止予防マットやエアマット等利用希望時には、介護職員のお申付け
ください。

⑤ 金銭・貴重品の管理

ご希望の方については、こちらでお預かりし管理させていただきます。

⑥ 所持品の持ち込み

お一人につき一つのタンスを用意させて頂いておりますので、四季に応じて衣類の入れ替えを
お願いします、テレビをご希望の方は、お持ちいただきますようお願いいたします。

⑦ 施設外での受診

原則的に苑の指定する病院で対応させていただきますが、ご本人またはご家族が特別に希望する
病院に関しては、ご家族による通院をお願いします。

また入院となった場合は、速やかにご家族に連絡させていただきますので、入院手続きをお願い
します。

⑧ 宗教活動

他の利用者の迷惑になる苑内での読経、火を使う活動、布教行為はご遠慮ください。

⑨ ペットの持ち込みは出来ません

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家
族に速やかに連絡致します。

<緊急連絡先>

氏 名		
住 所		
電話番号		
続 柄		

8 事故発生時の対応

入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、ご家族に連
絡を行うと共に必要な措置を講じます。

9 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 当時の状況により避難誘導により隣接の駐車場へ退避して頂きます。
- (2) 防災設備 消火栓、消火器、スプリンクラー等
- (3) 消防訓練 年3回以上避難誘導を主とした消防訓練を実施します。
- (4) 防火責任者 現 場 : 現場所介護職員等
施設全般 : 伊倉 茂昭

10 虐待防止について

事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
虐待防止に関する担当者：福井 啓介（特養生活相談員）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施していきます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）に虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 サービス内容に関する苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当
担 当 : 福井 啓介 ・ 加瀬 由美子 電話 : 043-208-3850
- (2) その他
当施設以外に以下の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
 - ① 千葉市役所 介護保険事業課 電話 : 043-245-5256
 - ⑦ 千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係 電話 : 043-254-7428

12 当苑の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 清峯会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 伊倉 茂昭
- (3) 所在地・電話番号 千葉市中央区川戸町2番地 043-208-3850
- (4) 定款の目的に定めた事業
 - ① 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
 - ② 軽費老人ホーム ケアハウス都苑
 - ③ デイサービスセンター都苑（地域密着型通所介護事業所及び通所介護相当サービス事業所）
 - ④ ショートステイ都苑（指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所）
- (5) 施設・拠点
上記各1ヶ所

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ ☒ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

14 その他

-----契約をする場合は以下の確認をすること-----

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業 者

＜事業所名＞ 特別養護老人ホーム都苑 指定事業所番号 1270100330 号
指定都道府県名 千葉県

＜住 所＞ 千葉市中央区川戸町 2 番地

＜代表者名＞ 社会福祉法人 清峯会 理事長 伊 倉 茂 昭 印

＜説明者＞ 所属 特別養護老人ホーム都苑 氏 名 福 井 啓 介 印

契約締結日 ： 令和 年 月 日

私は契約書及び本書面により、都苑から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。また適切なサービスの提供を受ける為に、サービス提供者等の関係者によるサービス担当者会議等において個人情報を提供することに同意します。

利 用 者

＜住 所＞

＜氏 名＞ 印

（ 署名代行者 ）

＜住 所＞

＜氏 名＞ 印
代行理由

（ 身元引受人 ）

＜住 所＞

＜氏 名＞ 印